

# 平成30年度第16回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成31年1月16日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

# 第 1 6 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 3 1 年 1 月 1 6 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第 1 第 5 4 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
    - 第 2 第 5 5 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
    - 第 3 第 5 6 号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
  - 4 協議事項
    - ・ 「八王子市スポーツ推進計画」中間見直しの素案について  
(スポーツ振興課)
  - 5 報告事項
    - ・ 平成 3 0 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の受賞について  
(教育総務課)
    - ・ 市立学校部活動中の普通自動車損傷事故に係る損害賠償の和解について  
(施設管理課)
    - ・ 平成 2 9 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について  
(指導課)
    - ・ 市立中学校生徒に係る事故への対応状況について  
(指導課)
    - ・ 平成 3 0 年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について  
(教職員課)
    - ・ 平成 3 0 年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について  
(教職員課)
    - ・ 平成 3 0 年度青少年海外交流事業の実施結果について (生涯学習政策課)
    - ・ 第 4 回 T O K Y O 八峰マウンテントレイルの実施結果について  
(スポーツ振興課)
    - ・ 特別展「アポロ展 - 月をめざした人類の軌跡と未来」の開催について  
(こども科学館)
    - ・ 平成 2 8 年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置について (図書館部)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 惠
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	瀬 尾 和 子
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	岡 本 洋
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	浅 岡 秀 夫
文 化 財 課 長	中 野 みどり
こ ど も 科 学 館 長	遠 藤 譲 一
図 書 館 部 長	石 黒 みどり

中央図書館長	太田浩市
生涯学習センター図書館長	新納泰隆
南大沢図書館長	安達和之
川口図書館長	成田俊雄
指導課指導主事	高木紘二郎
指導課指導主事	星野正人
教育総務課主査	長井優治
施設管理課主査	安齋顕考
指導課指導主事	福島裕子
指導課指導主事	鴨狩淳一
教職員課主査	高野公樹
生涯学習政策課主査	渡邊和樹
生涯学習政策課主査	塩澤宏幸
生涯学習政策課主査	内村美月
スポーツ振興課主査	伊藤雅佳
スポーツ振興課主査	青木英之
こども科学館主査	森融
中央図書館主査	小川久美子
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主任	飯田知子
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課主事	池上光

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせいたしました。本日の出席は、5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成30年度第16回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第54号議案から第56号議案及び報告事項、市立中学校生徒に係る事故への対応状況については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」叫ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

まず協議事項となります。「八王子市スポーツ推進計画」中間見直しの素案についてを議題に供します。本件について、スポーツ推進課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは協議事項「八王子市スポーツ推進計画」中間見直しの素案について御説明を申し上げます。

本件は平成26年3月策定の八王子市スポーツ推進計画の見直しにつきまして、スポーツ推進審議会からの答申をもとに、教育委員会素案の作成とパブリックコメントを行うにあたりまして、協議をお願いするものでございます。それでは詳細につきましては、主査の青木より御説明申し上げます。

青木スポーツ振興課主査 八王子市スポーツ推進計画中間見直しの素案について御説明いたします。

昨年8月8日付で教育委員会からスポーツ推進審議会に諮問しておりました八王子市スポーツ推進計画の中間見直しに伴う素案作成につきまして、先月、12月7

日に審議会から教育長に答申が手渡されました。この答申をもとに教育委員会素案を作成し、2月からパブリックコメントを実施するにあたり、本日協議をさせていただくものです。

まず、経過について御説明いたします。これまでスポーツ推進審議会において4回、課長級の職員による庁内検討会を2回実施し、検討を重ねてまいりました。そして12月7日にスポーツ推進審議会より答申をいただき、これをもとに教育委員会素案を作成いたしました。

次に、素案の内容についてでございますが、素案はホチキス留めにした冊子の資料のとおりでございます。また、その概要版が別紙1、A3を二つ折りにした4ページ立ての資料でございます。別紙1の概要版に沿いまして、今回の主な改定、中間見直しをした部分を御説明いたします。

1ページ目は、計画の基本的な考え方についてまとめたものでございます。この改定、中間見直しの趣旨といたしましては、平成26年の計画策定以降のスポーツを取り巻く環境の変化を的確に捉えるために行うものでございます。計画期間については当初、2023年度までの計画として作成されたものでしたが、関連する他の計画との整合性を図るため1年間延長し、2024年度までにすることといたしました。

資料をおめくりいただき、2ページ目を御覧ください。素案策定までの流れを説明いたします。改定にあたり、国の政策動向や東京2020オリンピック・パラリンピックなどを見据えて出てきた課題を確認した上で、平成26年度から29年度までのスポーツ推進計画中間まとめの評価をもとにして出てきた必要な取組を考慮し、今回の計画改正で重要となる視点を整理いたしました。そして、その重要となる視点として、「スポーツを通じた共生社会の実現」と「オリンピック・パラリンピックレガシーの創出」を新規重点施策に設定いたしました。

また、これらの視点のほかに、市制100周年記念事業ビジョンフォーラムで出た提言や市政世論調査や市政モニターの意見も踏まえ議論が進められ、審議会による答申、そして教育委員会素案へとつながっていきました。

続いて3ページ目を御覧ください。この素案に反映した概要について御説明いたします。

まず、計画の数値目標についてです。計画策定時に設定した目標は、スポーツ実施率と総合型地域スポーツクラブ数の2項目でございます。両方とも現在、それぞれの目標を達成していないため、2022年の目標値を変更せず、また2022年の目標が達成された場合でも、その水準は非常に高いものであることから、計画終了年度である2024年度までのそれぞれの目標値を継続することといたしました。

続きまして、主な新施策、重点企画について、基本施策ごとに抜粋してふれてまいります。

まず基本施策1、ライフステージ等に応じたスポーツの推進から御説明いたします。この内容は、新規重点施策で設定したスポーツを通じた共生社会の実現の部分に該当いたします。これまでは、人生を軸にしたライフステージに応じた切り口の要素が強く出ている計画でございましたが、多様性の考え方を新たな基本軸に据え、その内容を盛り込んだ形に整理いたしました。外国人とのスポーツ交流や働く人、子育て世代を視野に入れた、誰もが親しめるスポーツの推進といった新しい切り口です。また、もとの計画にも掲げられていた障害者スポーツの推進を重点項目に設定するなどの変更をいたしました。外国人と日本人のスポーツの交流については、素案の冊子の中では24ページ、障害者のスポーツの推進については28ページでふれられております。

なお、冊子の素案の中で下線つきの赤字の部分については、修正はされた部分となっております。

また、障害者のスポーツの推進につきましては、後のページに出てくる都立特別支援学校との連携とも関係しております。

続きまして、基本施策の2、スポーツをする場の整備・確保を御説明いたします。先ほどふれた障害者のスポーツ推進は、都立特別支援学校との連携が重要ということで計画の中、35ページに新項目として盛り込みました。

次に、基本施策の5、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションとレガシーを御説明いたします。新規重点施策で設定したオリンピック・パラリンピックレガシーの創出の部分に該当いたします。主な取り組みの中では、このほどオリンピック・パラリンピック推進室が設置されたことにより、見るスポーツの展開の中で、オリンピック・パラリンピアンと触れ合う機会の創出と

いう取組が追加されました。素案の冊子の中では52ページでございます。

支えるスポーツの展開につきましては、計画策定時に東京2020大会の自転車競技ロードレースの大会が決まっていなかったため、計画に盛り込まれておりませんでした。今回の改定では東京2020大会競技に関連した機運醸成イベントの開催や聖火リレー、自転車競技ロードレースの開催支援についてなど、東京2020大会の成功を支える施策の展開を盛り込みました。53ページから55ページが該当いたします。

そして、オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、これまでの取組に加えまして、各小・中学校における学校2020レガシーの創出に向けた取組なども想定しております。素案では57ページ、58ページでございます。

なお、素案の61ページには、策定に御尽力いただきました委員の皆様の名簿を掲載いたしました。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。本日、協議させていただいたことをもとに教育委員会素案を策定し、2月13日の文教経済委員会、2月15日の総合教育会議で報告いたします。そして2月19日から3月20日までの予定でパブリックコメントを実施いたします。来年度に入りまして、教育委員会定例会で計画改定版の議決を経て、7月に公表を予定しております。以上で説明を終わります。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの報告は終わりました。本件について、まず御質疑はございませんか。

村松委員 おはようございます。今、こちらのほうの施策1のほうの重点、障害者のスポーツの推進ですが、重点項目で、障害者スポーツへの理解と指導者の育成とあります。このポッチャとかも、今、東京都のほうでも推奨しているスポーツだと思うんですけども、八王子においては、この理解、啓発、指導者の育成というのはどういうふうに行っていくような考えがあるのでしょうか。

青木スポーツ振興課主査 現在、スポーツ推進員の皆様が研修に参加するなど、指導できる体制の強化に努めているところでございます。

清水スポーツ振興課長 今月の27日も、スポーツ推進員を対象にしまして、ポッチャの体験会を開催する予定になっておりまして、今後、特別支援学校との連携も考



えながら、浸透させていきたいと考えております。

村松委員　ありがとうございます。ポッチャは、小さい子どもたちでも出来るスポーツで、障害者の皆様と御一緒にできるスポーツだと思いますので、ぜひ進めていただいて、なるべく小学校や中学校のほうでも案内を出していただけると良いと思います。ぜひ頑張ってください。

安間教育長　他に御質疑はございませんか。

柴田委員　御説明ありがとうございました。素案の15ページのところで、今後の主な取組というところがありますけれども、そちらの1-2のところで、総合型地域スポーツクラブ、スポーツを基軸としたまちづくりに取り組む、こういった施設で、学校との連携というところが一層推進されていけば良いなというふうに思っております。

そこで、この1-2に書いている施策、取組みというものが今後行われるということですが、具体的に、この計画はどこまで進んでいるのでしょうか。

例えば、ここに書いてあるように、小・中学校で休み時間などを活用した運動に親しむ取組であるとか、それから、中学生の中でも、例えば、部活動を一生懸命やっている生徒さんはたくさん運動していると思いますが、一方で、体育の授業以外に体を動かす機会がないという生徒さんもいますけれども、そういった生徒のニーズというところでは、「ゆる部活」のような感覚で、そういう休み時間に気軽に仲間とコミュニケーション取りながら運動に親しむ機会というのが必要だと思いますが、そういうところに、どういうふうに地域の総合型地域スポーツクラブの方であるとか、地域のスポーツリーダーの方が入っていくような取組を行うのかということについてお伺いしたいと思います。

清水スポーツ振興課長　まだ、それほど具体的に、いろいろな地域で浸透しているわけではないんですけれども、あるスポーツクラブでは、学校の施設開放をお手伝いをいただいております。放課後の校庭を利用する中で、クラブ活動と若干連携している傾向も見られまして、そういったモデルケースをもとに、今後広く広められたら良いなと思っておりますが、なかなか総合型スポーツクラブの活動につきましても地域によってかなり違いがありますので、そのクラブの活動自体の充実から、まずしていかなければいけないかなと思っているんですけれども、何とか取り組めた

らとは思っております。

柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、素案についての御意見をいただきたいというふうに思います。質疑が入っても結構でございます。御意見をお願いします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、私のほうから2点。この素案に関する意見というよりは、今後のことで要望ですが、今もお二人の委員からお話出たとおり、1つのポイントは中学校の運動部活動との関連だろうと思うんです。柴田委員がいみじくもおっしゃった、ゆる部活。全てが全てチャンピオンスポーツで目指してやっていくというのが、かつての中学校の部活動の姿だったんだろうけれども、これからは、やっぱり、そういった形態もある程度変えていかなければいけない。そのためのポイントになるのは、総合型スポーツクラブだろうというふうに思うんです。なるべく学校の指導の範疇で、学校の授業と同じようにというような発想から、どんどん生涯にわたって続けられていくような地域スポーツ、そちらにシフトしていかないと、子どもたちの運動というのは、やる人はやるけど、やらない人はやらない。

また、学校を卒業しちゃったら、もう、そこで途切れてしまうというようなことになりますから、これはぜひ指導課と連携していただいて、小学校もクラブを真剣に、組織的なクラブを考えて、小・中学校と全体の施策が一致できるような具体策、これを、まずしっかりとやってもらいたい。現在4校で実施している中学校の拠点校式の部活動もその一施策です。これが1点目。

2点目は施設に関してです。ここで大きなスポーツ振興計画が出たわけですから、今後、各施設について具体的に、どのような形で市内全体のスポーツ施設をどう再編していくのか。

例えばプール、どこのプールとどこのプールとどこのプールを拠点にして残して、こことここをこういうふうに統合するから、ここはもう室内プールに変えようとか。その際、50メートルプールも作ろうとか。もしくは体育館も、エスフォルタ、富士森、甲の原とあって、果たしてそれでどういう役割で、どういうふうで良いのか、どこかで再編して、なくす物はなくすんだらうけれども、逆にしっ

かりと建てて、ニュータウンのほうとかに体育館とか、そんなことも検討するとか、そういう市民が活動できる施設、それをぜひ考えていってもらいたい、具体的にやってもらいたい。その際は、学校の施設の再編計画が今進んでいますから、それをちゃんと視野に入れて、どこをどういうふうに市民が使うのかと、そんな計画を具体的に立ててもらいたいと思います。

今も質問があった時に、中身が指導課なのかな、どうなのかなという部分が出てきてしまっているでしょう、その横の連携というものを今後ちゃんと、しっかりとやるということ。ぜひ、ここでお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、本件についてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、以上の質問事項、また意見等を踏まえて事務を進めてください。

安間教育長　それでは、続きまして報告事項となります。教育総務課から報告願います。

渡邊教育総務課長　平成30年度「地域学校協働活動」推進に係ります文部科学大臣表彰の受賞について報告いたします。詳細は、教育総務課主査、長井より報告申し上げます。

長井教育総務課主査　それでは、平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の受賞について御報告いたします。お手元の報告事項資料を御覧ください。

まず1、表彰の趣旨ですが、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰を行うものでございます。

次に、2、表彰対象ですが、学校運営協議会を設置している学校と地域が連携・協働して行っている地域学校協働活動が対象となります。

次に、3、表彰団体ですが、今年度受賞した団体は陶鎔小学校、学校運営協議会となります。

次に、4、主な活動の概要等でございますが、陶鎔小学校では学校運営協議会が中心となり、PTAやおやじの会などと連携を図ることで、学校・地域・保護者との間で協力を惜しまない関係を構築しております。

また、学校運営協議会において4つの分科会を設置し、各分野に特化してコーディネート機能を発揮することで、知育・徳育・体育の調和のとれた「真の学び舎」を目指した活動を展開しております。活動事例としては、以下のとおりとなっております。

最後に5の表彰式につきましては、先月の3日、文部科学省の3階講堂にて実施し、先月19日に陶鎔小学校の校長や学校運営協議会の会長などが、教育長への受賞報告に来庁しております。

なお、八王子市立小・中学校の学校運営協議会における文部科学大臣表彰の受賞は、平成28年度の松木小、松木中、長池小の松木中学校区3校合同学校運営協議会、昨年度の第六中学校学校運営協議会に続き3回目となります。報告は以上でございます。

安間教育長 只今、教育総務課からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか、よろしゅうございますか。

本市においては松木中学校区、第六中学校に続いて3番目の受章ということになりますけれども、この陶鎔小学校の犬目町会あたりの町会長さんに聞くと、このおやじの会で若いお父さんたちが育ってきているという、そんな話を聞きました。まだまだ若くて未熟なんだが、やる気がある仲の良い若いお父さんたちがいっぱい、これは頼もしい、なんてことを先日もお伺いしました。まさに地域づくりに学校が1つ役に立ってるんだらうな、なんていうことを感じる次第です。

特に協力してくれるお父さんたちが、本当に楽しそうにやってくれているのを、本当に見ていて私ども感謝をしているところでございます。本当に心より委員一同、陶鎔小学校の皆様方に御礼と、そして心から祝福を申し上げたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

安間教育長 それでは、続きまして施設管理課から報告をお願いします。

松土施設管理課長 それでは、市立学校部活動中の普通自動車損傷事故に係る損害賠

償の和解について報告を行います。詳細につきましては、担当の安齋主査から報告させていただきます。

安齋施設管理課主査　それでは、市立学校部活動中の普通自動車損傷事故に係る損害賠償の和解についてを御説明いたします。お手元の定例会報告事項資料を御覧ください。

まず、2、和解の内容についてでございますが、八王子市は、相手方Aに対し26万4,689円を支払うものでございます。

また、相手方及び八王子市は、本件に関し、今後支払金額を除き、一切の請求をしないものでございます。

次に、3、市の支払金額についてでございますけれども、過失割合、八王子市側10割。損害賠償額は、車両の修理費として26万4,689円でございます。

次に、4、経過の説明でございます。平成30年10月8日午後0時5分ごろ、市立B中学校の校庭で野球部が練習中、部員の打った軟式野球のボールが防球ネットを越えまして、同校の東側の道路を隔てた店舗の駐車場に駐車していた相手方所有の普通自動車の上部を直撃し、損傷を与えたものでございます。

平成30年12月19日に地方自治法第180条第1項に基づき、市長により専決処分を行い、平成30年12月27日に示談が成立。損害賠償金は、平成31年1月15日に支払済でございます。事故は教育活動中のものであることから、被害に遭われた方には心よりおわび申し上げます。

なお、事故後は平成30年11月末に防球ネットのかさ上げを完了させており、再発防止を図っております。あわせまして、B中学校におきまして野球部のバッティング練習について、練習方法や手順の再確認を行い、また顧問、部活動指導員等も、その練習方法や手順について、今後は年度当初に研修を実施していくこととしております。このような事故を起こし、誠に申し訳ございませんでした。報告は以上でございます。

安間教育長　只今、説明が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

笠原委員　事務処理、ありがとうございます。こういう件があった時に、当該する児童生徒さんには、どのような説明があるものなのか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

安齋施設管理課主査 当該の事故を起こしました生徒の方には、まず事故発生当日に指導員の方の御判断によって、相手方のほうに謝罪に行っていたいておりまして、その後、学校の教員ですとか我々施設管理課の職員のほうからも、施設管理瑕疵ということが第一義的にはございますので、生徒につきましては一生懸命野球の練習をされていたということで、自分のせいだということで、責任に感じることはないということで指導、話をしているところでございます。

笠原委員 ありがとうございます。お子さんたちの心理面に御配慮いただいていて、ありがたいと思います。

もう1点。このように市がきちんと損害賠償を支払っているということも、生徒さんは御存じになるものなののでしょうか。

安齋施設管理課主査 損害賠償金の市長専決が12月19日でございますして、ちょうど昨日15日に、その支払いが行われたところでございますので、これから、その経過につきましては学校管理職を通じまして、当該生徒のほうにもお伝えをいただくような形で対応してまいりたいと思います。

安間教育長 よろしゅうございますか。他にございましょうか。

村松委員 市のほうから速やかにお支払いしていただいたみたいですが、これ学校の部活動中の事故なのですが、学校の何か保険みたいになっていうのは入ってないんですかね。

安齋施設管理課主査 損害賠償金の保険適用につきましては、八王子市教育委員会の各所管が一括で加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険というものがございまして、この保険を適用いたしまして、損害賠償金額と同額の金額が今後支払われる予定でございます。

村松委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、多分バックネットかホームランのほうのバックネット上げたんですかね、子どもたちが一生懸命練習してしまして、B中さんは強いというふうに聞いていますし、気持ちが萎縮してホームランが出ないような、そういうことになっても困りますので、生徒のケアを取っていただいたことは、本当にありがたいことです。どんどん練習して、当たらないことを祈りながら頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

安間教育長 他にございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 防球ネットはここでかさ上げして、もう、これ以上高くするのは限界ですよ。多分いろんなグラウンドも手だてをとったとしても、これ以上は高くはならないとか、そういうような部分が出てくると思うんです。と同時に、軟式のボールが、私が子どものころのような軟式じゃなくて硬く変わりましたよね、変わったんで、余計これからも、そういった事故というのは多くなってくるかなと思うんです。各委員さんから御質問あったのは、子どもたちへの配慮というのが主眼で出ていました。一生懸命やっているのに、だから具体的な話として、このB中学校だけに限らず全ての中学校で野球だけじゃなくて、ほかのものでも可能性があるんで、そういうようなもので事故が起こらないような活動の仕方みたいなこと、どこかで徹底と言いますか、学校に対して指導が必要かなというふうに思います。

それでは、本件報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 それでは、続きまして指導課から報告をお願いします。

上野統括指導主事 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果がまとまりましたので、その概要につきまして担当の福島指導主事より御報告させていただきます。

福島指導課指導主事 本調査は文部科学省からの通知により、児童生徒の問題行動等について、その状況を調査、分析することにより、学校における生徒指導上の取り組みの充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくために実施しております。それでは配付資料を御覧ください。

まず、1の暴力行為の状況について御説明します。本調査における暴力行為とは、自校の児童生徒が故意に有形力、目に見える物理的な力を加える行為となっており、非暴力行為の対象によって、対教師暴力、生徒（児童）間暴力、対人暴力及び学校の施設設備等の器物損壊の4形態となります。なお、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としております。

本市における平成29年度の暴力行為の発生件数は、小学校が1件、中学校が15件です。特徴としましては、同級生からのからかいや教員からの注意に腹を立て、

突発的に暴力行為に及ぶ傾向がございます。学校では、管理職及び複数の教員による校内巡回や組織的な対応、保護者や民生・児童委員でもある学校サポーターや学校運営協議会委員による校内の見守り、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察と連携した取り組みなど、暴力行為の未然防止に努めた結果、現在、進級、進学した学級では落ちついている状況でございます。

次に、2のいじめの状況について御説明します。法でいうところのいじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒の一定の人的関係のある他の児童生徒が行う。インターネットを通じて行うものも含まれます。心的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとなります。

本市では、このいじめの認識について全教職員が研修等を通して再確認し、学校におけるさまざまな場面でいじめを発見する力を伸長するようにしています。本市におけるいじめの認知件数は、全体で1,142件です。平成28年度と比較すると、小学校では242件、中学校では80件増加し、全体として322件増加しました。いじめ発見のきっかけは、小学校ではアンケート調査など、学校の取り組みにより発見されたものは464件で半数以上を占めています。

また、平成28年度と比べて本人からの訴えが120件、学級担任が発見されたものが60件増えています。中学校での主な特徴は、平成28年度の調査より本人からの訴えが47件増加していることです。いじめられた児童生徒の相談状況は、小学校、中学校ともに学級担任への相談が最も多くなっています。

また、いじめる児童生徒への特別な対応として、小学校、中学校ともに保護者への報告が昨年度に比べて一段と増えています。

いじめの認知件数が上がったことは、教職員が児童生徒のささいな変化に気づくことができるよう、日ごろからの関わりを深め、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知した結果であると捉えております。

ただ、学校や教員間でいじめの認知に関する差はまだあり、今後の課題として受けとめております。各学校でのいじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知を行い、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応、関係機関等との連携した取り組み等による解消件数を上げられることに力を入れてまいります。



次に、3の不登校の状況について御説明します。本調査での不登校とは、平成29年度の間連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるもので、病気や経済的理由によるものを除いたものと定義しています。

本市における平成29年度の不登校児童は371名おり、ここ数年は、ほぼ横ばいの状態となっています。不登校児童生徒が相談、指導を受けた学校内外の機関等は複数回答ではありますが、小学校、中学校ともにのスクールカウンセラー、相談員等に相談したという回答が最も多くなっております。次にの養護教諭が相談を受けている件数が多いことが分かります。スクールカウンセラーの全校配置により、学校内での相談体制が構築されているものと考えられます。3番目に多いのがの教育委員会教育センターです。登校支援チームによる支援が活用されていると考えられます。不登校特例校でもある高尾山学園には、平成29年度は小・中学校合わせて42人が転入しました。

このようなさまざまな指導の結果、登校する、またはできるようになった等、好ましい変化があった児童は38人、生徒数は138人でした。今後も学級担任等が定期的に家庭訪問や電話連絡をし、関わりを続けていくとともに、関係機関とのつながりができるようにしていくことが必要であると考えております。

今回の問題行動調査の結果から今後の対応を考えていく際に、暴力行為、いじめ、不登校の3つにおいて単独で捉えるのではなく、複数の要因も視野に入れておかなければなりません。プリントの右側には、学校、指導課、教育総務課、学校教育政策課、教育支援課が、それぞれに先の3つの複合的要素も含め、具体的にどのように対応していくのかが書かれております。

今回、右側にまとめました今後の対応において、上から2点目の四角の枠内、学校と指導課の欄になりますが、暴力行為、いじめ、不登校において複合的な原因がないかを早急に確認し、児童生徒の学校生活の安全を保障する環境づくりに努めると、全ての児童生徒に相談できる大人が1人でもいるという環境の構築に努めるといふ点におきまして、実際二つの調査を学校で行い、まとめました。

2枚目の別添資料を御覧ください。今年度、冬季休業日前の児童生徒の状況把握

について、平成30年12月に実施した結果をまとめてあります。各学校に次のような様式を使って、少しでも気になる様子が見られる児童生徒の現在までの状況をまとめるよう依頼しました。この様式の特徴は、1人の児童生徒がこれまでにどのようなことがあったか、その対応はどんなことが考えられるのか、一次指導の内容、現状としてそのことは継続しているのか、解消しているのか、継続指導の留意点等を記入する欄があります。

平成30年度の冬季休業日前の集計結果では、学年ごとに次のような数字になりました。単独に比べ複合の件数が少なくなっておりますが、本人からの聞き取りでいじめの芽を含む不登校の事例等が見つかったケースもありました。今後もこの様式を全小中学校が活用し、教職員での共通理解のもと、1人1人の児童生徒に対応していくことを求めています。

右側を御覧ください。こちらには、児童生徒が相談できる大人に関する調査について平成30年11月に実施しました結果をまとめてあります。小学校においては、全体の約2%の児童がアンケートにおいて相談できる大人がいないに丸をつけておりました。その全児童において、担任を中心に個別面談等を行いました。具体的な手だてとその結果においては、低、中、高学年の児童の例を載せてあります。家庭環境の変化により、大人に頼るのを躊躇していたり、高学年においては友達であれば相談ができているケースなどがありました。中学校においては、全体の約6%の生徒がアンケートにおいて相談できる大人がいないに丸をつけておりました。アンケート後の個別面談等で悩みを聞き、大人に相談するのは迷惑でないことを伝え、今後も継続的にそのことを発信していく必要があると感じました。

以上の二つの調査を紹介しましたが、指導課として気になる案件につきましては、指導主事による学校訪問等で状況把握をし、支援対策を構築することが大切であると考えております。調査が一過性で終わることなく、継続をし、指導課のみならず、学校教育部の他の課とも協力しながら、学校現場での児童生徒の安全確保に努め、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていきたいと思っております。

以上で、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」とその後の2つの調査報告を終了します。

安間教育長      ただいま指導課からの報告が終わりました。本件について御質疑はござ

いませんか。

村松委員 ありがとうございます。この2のいじめの状況の認知学校数ですね、小学校、中学校合わせて104になっているんですが、本市は108校になりますよね、ということは、この残りの4校というのは認知件数が0件ということですか。

福島指導課指導主事 はい、村松委員のおっしゃるとおりでございます。小学校において4校、昨年度においては0件の学校がありました。

今年度、実は都の調査でふれあい月間というものがありまして、6月と11月に2回に分けて同じような内容の調査があるんです。今回11月の最新の調査では、小学校、中学校ともに全校いじめを認知している状況でございます。以上です。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいんですけど、問題行動調査はさまざまな調査項目があるかと思うんですけども、ここでいじめの認知について出ているんですが、発生件数と解消した件数、この差から、どれくらいの対応ができていくかというようなことが見られると思うんですけども、2枚目のほうに解消の件数はあるようなんですけど、発生件数との関係、これはどんな感じですか、それをちょっと教えてください。

福島指導課指導主事 御指摘されました認知の件数と解消の件数の差でございますが、学校には、例えば、何か事が起こった時には、その場で、例えば子ども同士のイザコザであったりとか話し合いであったりとか、その場での解消というのは、いわゆる解消件数に含めないよう、こちらとして指導をしております。つまりは、そのほうが本当にもういじめがなくなると安心して学校に登校ができると、本当に、その状況になるまで先生方は見てくださいというお願いはしております。ですので、調査した時期にもよりますし、またはそれがどれぐらいかかるのかも、その子にもよりますが、学校として、とにかく継続するまで関わっていただくようお願いしていることでございます。

ですので、解消件数が高いから安心だということではなく、例えば低いから、そこからどうやって学校として取り組んでいくかという状況を我々は見ていきたいと思っております。以上です。

安間教育長 他にございましょうか。

柴田委員 いじめの状況について1点質問させていただきたいんですが、いじめの認知について、いじめ発見のきっかけ、件数が高い順に資料をいただいております。小学校の場合は上位3位のところに学級担任が発見したとあるんですけども、中学校で学級担任及び教員が発見したというのは何位ぐらいに入っているんでしょうか、それと件数を教えてください。

福島指導課指導主事 中学校においても、ここには載っていないんですが、その下で16件ございます。中学校においては、いわゆる教科担任制でございますので、1時間ごとに授業者が変わるといったところで、学校側では発見はしているけれども、学級担任というくくりの中では、ちょっと小学校に比べると低いのかなという事例はございます。以上です。

柴田委員 御回答ありがとうございます。中学校、教科担任ということですが、担任以外の、例えば部活動の顧問の先生であるとか、そういう校内の教員に相談したというような、そこからいじめが発見されたというようなデータは、この16件に全部含まれる感じでしょうか。

福島指導課指導主事 ちょっと分かりづらいんですが、一番上の本人からの訴えかといったところで、その内容を聞いたものが例えば学級担任であったり、部活の顧問であったり、そういうことも含めているんです。先ほど言いました学級担任が発見したというのは、例えば本人からの訴えではなく、こちらのほうから、ちょっとおかしいなというところで聞いたところ見つけたという例が、いわゆる教員のほうが見つけたということになっているんです。

ですので、決して中学校側で担任とか部活の顧問が見ていないとか、見づらいとか、そういうわけではなく、本人から訴えたところで、必ず学校のいわゆる担任であったり、部活動の顧問が聞いている例が多いのかなと思います。

柴田委員 分かりました。例えば小学校の場合、本人からの訴えの中にも、もちろん学級担任もそれを見て、同じようなことですね。小学校のほうで学級担任をはじめ教員が子どもたちの様子をよく見ているような環境が整備されているというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

福島指導課指導主事 小学校と中学校、それぞれの校習にもよると思うんですけども、小学校は担任の先生が同じで、基本的には朝から夕方帰るまで多くの時間を過

ごしているのもあるのかなと思います。ですので、本人からの訴えであったり、そういうところも担任のほうに行くのかなというのもありますので。

ただ中学校においても、それがされていないというわけではなく、私自身、この前の3月まで自分自身が教員しておりましたが、担任だけではなく学年、または学校全体でいろんな生徒に関わる良さもありますので、そこの連携は学校内でやっていく必要があるのかなと思います。

安間教育長 その前に分母が違うんでしょう、これ件数だけで比べてしまうと。

福島指導課指導主事 教育長、おっしゃるとおりでございます。分母が違います。

笠原委員 今の議論に意見になってしまうんですけども、中学生が担任に見つかりにくい。これ当たり前だと思います。思春期の子たちが、そんなに私はいじめられていますオーラを出すわけもないですし、いじているということもわからない程度にうまくやるということは幾らでもあることなので、そこは欠けてはいけない視点かなと思いましたが。ちょっと1つ発達段階をちゃんと考えないと、こういうものは分析ができないのではないのではないかと思いました。

それにちょっと関連して、そういう意味では判断するのに2枚目の資料で、相談できる大人の調査というのも、よく逆に6%もの中学生が、僕相談できる人いないって言ってきたなど。こういうのに意識をしてアンケートに答える年齢ですので、こんなこと書いたら余計なことと言われるんじゃないかと思って、正直なこと書けないという子だっている年代ですよ。そういうことにも頭を及ばせながら考えていけると良いかなと思います。

小学校のほうでは2%の子に全員に話を聞いたというふうにお伺いしまして、非常に素晴らしい取組だなと思いました。やはり小学生は割とこういう時に素直に言うてくるので、その子たちにどうしたのと言ってあげるのにはすごく良いタイミングだと思います。

一方、中学生、これ6%ですけども、もうちょっと多いんじゃないかなと本当は思いますし、この子たちには悉皆面接はしてらっしゃらないのですか。

福島指導課指導主事 中学校のほうにも全生徒行っております。実は、ここの前に書かれておりますが小学校、中学校ともに相談できないといった生徒につきまして面談した結果がまとめておりますので、この後も、また学年が上がったところで継続

することによって、その児童生徒さんがどのようになったかという読み取りを指導課のほうでもしていきたいと思っております。

笠原委員　　そうでしたか、それはすばらしい取組でした。

私は、むしろ6%に話を聞くのはすごい難しいんじゃないかなと思いましたが、多分すごい御苦労があるし、この子たちに心を開かせるなどは相当難しいことだと思いますので、ぜひ八王子市のスクールカウンセラーさん含めて、できるだけこういうことを吐露してくれた子たちの話を聞く機会、こういうことを言ったらだめじゃないかと思っている子たちだと思うんです。言ったら自分が救われるとか、自分が何か開けてくるという体験にもなると思います。別に、その時のいじめの問題がそこで解決するとは思いませんけれども、でも言ったら何か自分の世界が開けたとか、そういう体験をしてもらう本当にすばらしいチャンスだったんじゃないかと思っておりますので、こういう機会をうまく、本当に上手に使うのが大人の役割ではないかなと思っております。

安間教育長　　ありがとうございます。

伊東委員　　意見も良いですか。暴力行為のところで、対教師暴力が、どの暴力がいけないという思いとかいうことではないんですけど、対教師暴力が中学で結構増加していますよね、先ほどの御説明の中で、暴力行為、いじめ、それから不登校といったものを複合的に見ていくというお話がございましたが、大変そのとおりだと思うんですけども。

こうした問題行動調査のようなものを見て、平時の時、一体子どもたちの心をどう耕していくというようなことも真剣に考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。そこで、やはり私もよく前から言っているんですけども、例えば道徳とか、それから学級指導とか学級経営とか、それから授業での規律とか、そういった当たり前のことをきちんと学校の教育活動で、全校でしっかり取り組むというような、地に足をつけた取組というものを全小・中学校で展開するということを改めてお願いしたいというふうに思います。

子どもたちの本当に価値というものをしっかりと、よりよく生きるための価値というものを道徳の中でやっていただくということが極めて重要だと思いますが、その部分がどれくらい本市できちんとできているのかといったところについて、ちょ

っと今の状況をお話しただけだと思います。

鴨狩指導課指導主事 昨年度、今年度ともに道徳授業地区公開講座を踏まえまして、我々指導主事のほうで学校を回らせていただいたり、あるいは道徳の授業を研究指定校もありますが見させていただく中で、やはり学級経営に主眼を置いて、子どもたちをほめて伸ばす、あるいは、成長を認めるというところで、先生方の意識が大分向上をしてまいりました。私も同じ学校で3年間講師を行っておりますけれども、明らかに授業の内容は変わり、子どもたちの発言に対して、同じ発言に自分もこう思うというような広がりが見えるような学級が増えてまいりましたので、これは成果だなというふうに感じております。

これが、また今年度、次年度、教育課程にも道徳の別葉、こちらを資料として作っていただくということで、全教育活動の中で子どもたちの成長を見守っていくんですという説明もさせていただいており、学校からの反応もございます。これを、また今後も続けていきたいと考えております。

安間教育長 他にございますか。

村松委員 昨年、年末にSNSの緊急提議で小学校、中学校PTA連合会の皆様と保護者宛に通知を出させていただいて、いじめの認知のほうの中学校、パソコンや携帯電話等、誹謗中傷や嫌なことをされる、こういったことを保護者も協力して、子どもたちの動向を見守ったり、使い方が間違っていないかとか、まず親も確認しましょうというような御案内を出させていただいて、これから24件しかないということが私、逆に良いのか、悪いのか、ちょっと少ないな、なんていうふうにも思ったんですけども。

昨日も市町村教育委員会連合会のほうに出席させていただいて、他市さんとちょっとお話をさせていただいたんですが、SNSの問題、かなり増えてきて、そういう事件に巻き込まれるということもあるというので、八王子市は小P、中Pと連携しながら、事件、事故にならないように、もっと踏み込んでやっていかないといけないんじゃないかな、なんていうふうに私は思っているんですけども。

また、それと別に、この2枚目のほうの相談できる大人がいない児童への具体的な手だてとその結果、低学年で個人面談をすると、年の離れた弟がいて、お母さんが忙しそう、相談ができないとのことだった。本当に、この子、けなげですよ。

八王子の子どもはかわいいですね、こういう子たちを救っていけるのは、最初に見つけるのって教員なんです。だから私たちも、いろんな事柄を学校に求め過ぎないように、先生方が、こういうまずは子どもたちを第一に発見できるように、先生方の余分な仕事を増やさないように、教育委員会のほうで一生懸命考えてやっていければなど、改めて、この資料を拝見して思った次第です。

いろいろと御苦労あると思うんですが、学校の先生、また生徒のために、指導課の皆様、頑張っていたいただければと思います。以上です。

安間教育長 他にございましょうか。

笠原委員 今、村松委員からも御指摘がありました。SNSの問題を筆頭に、家庭の中で起こっている問題で、そのことが学校関係に及んでくる。あるいは学校では目に見えないようなことも家庭の中では起こり得るという現状がある中で、大分いじめを認知するとか暴力行為を認知する、こういうことには大分私たちの感度を上げてきているというのは間違いのないと思います。このように毎年件数が増えているか増えてるんじゃないかと、本当にやっとなんか言ってくれるようになったという、そういうところだと本当に思っていますので、それはとても良いことです。

一方で、ちょっとやはりアセスメントと対応が、まだ十分でないと思います。これからもちろん認知しなければアセスメントも対応もできないわけですから、次の段階として、次のステップとして、こちらの対応の欄に挙げていただいているような、複合的な原因が何か早急に確認しということもおっしゃったんですけれども、これもちょっと漠然とし過ぎていて、もう少し具体的な対応策、例えばお家のお母さんたち、こういうことが見つかったら、ここへ連絡してくださいとか、いじめ110番じゃないですが、教育委員会の窓口になるから、何かあったら、ここに言ってねというようなことをちゃんと指南役を作るとか、その窓口に入ってきた問題について、どういうふうにそれを対処していくかというような、ある程度今の段階では全ての学校の先生に、それを均一に対応してくださいという段階では、まだ多分ないと思います。いろんな問題が複雑過ぎますので、例えば、SNSの問題なんかも、かなり細かいところにわたったり、個別の問題が大き過ぎたりして、そんな学級担任だとか学校単位で対応しきれないものでもないかもしれない。そういう時に、少し具体的な対応策を我々が練る段階ではないかなと思うんです。



例えば、1つの案ですけど、1つのところにちゃんと集約してもらって、そこできちんとした対応策が練られたところで、それを各学校におろしていくみたいな、こういうふうにやると良いですよというようなやり方も、1つのまだ段階ではないかなと考えていました。それは全てのいじめに言えるんですが、それをするためのアセスメントとして、いじめられた生徒の相談状況というパターンといじめる児童生徒への対応というのが、ちょっと私は差があり過ぎるなと思っています。いじめられた人には随分相談してもらえるみたいなんだけれども、いじめた人ってめちゃくちゃ相談したほうが良い人たちだと思うんですが、その相談ができていないんじゃないかと思うんです。スクールカウンセラーが入ったのは424件で、保護者に報告して終わっているわけじゃないかもしれませんが、報告というのが831件、小学校ですね。中学校に至ってはスクールカウンセラーの相談が90件、去年よりは随分上がっていますし、違っているのかもしれませんが、いじめる児童生徒への対応というのが、多分、これをきちんと対応して分析してアセスメントしていかないと、多分私たちの中で対応策が練られないんじゃないかと思います。

このあたりを1つのキーとして、手がかりにして、少し対応策を見出すんだぞというところにいていただけるような考え方をもつと良いんじゃないかなと思いました。

ちなみにSNSに関しましては、ネットゲームとか、そういうものを含めてなんですけど、他県ですが、県をあげて、あるいは市をあげて夜9時以降は子どもたちは一切ネットをやってはいけないというようなルールを作っているところがあると思います。八王子市がそれをどう取り入れるか、これだけの規模の地域のものを、八王子市をあげて全部でやるぞということは簡単にはいかないと思いますけれども、でも市として何か大きく、お家単位で、うちは9時以降はやってはいけないというと、何かその子が10時過ぎた友達にメールを返さなかったら、ライン返さなかったらいじめられたとか、そういう話が起こる現状ですので、そういうことを例えば市全体で指針みたいなものを作ってみるとか、これは1つの提案なので、今、具体的にはあれですが。そういうことも考える、そこに導けるようなアセスメントがあると良いなと思いました。

安間教育長     ありがとうございます。

村松委員　　すみません、今、笠原委員のお話を聞いていまして、このSNS、中学校PTA联合会さんは随分前からこの問題を取り上げて、いろんなことをやっていたいてるんですけども、PTA、また学校がスマホ、携帯電話、そういった物を何時までしかやっちゃだめだよとか、1日使えるのは30分までだよとか、そういったことを具体的に載せたとしても何の効力もございませんし、その辺で対応を苦慮しているというのが現状なんです。

市のほうとしても、これ以上の時間はやってはだめだよとか、少し一步踏み込んでやっていかないと、SNSの問題というのはこれからもまだまだ事件、事故が起こる可能性ありますので、その辺は、皆様と話をしながら、早急な問題として捉えてやっていかないと、小学校の子たちもかなりスマホを使う率が高くなってるといふふうに、聞きましたので、皆様で検討、共有しながらやっていければなというふうに思っております。

柴田委員　　児童や生徒が相談できる大人を増やすということが、いじめの対策には必要なことだと、本当に思っています。

そこで小学校、中学校において相談できる大人のいない児童に対してのケアが、しっかり八王子市でなされているというところは、そういう部分ではとても安心していますし、ここはもっと、これからしっかり力を入れて一層やっていただいても良いのかと思います。

学校にできることというのは限りがあるかと思います。先ほど伊東委員がおっしゃったように、道徳の時間や学級経営というところを基本として、日ごろから子どもたちがロールプレイ的に相手の立場に立って物事を考えられたりとか、議論をして、みんなでいろんな考え方を自分の言葉でちゅうちょなく発信できるという環境を、学級経営で作っていくということも必要なかと思います。

一方で、八王子市は来年度で学運協が108校に設立されますので、学運協の委員さんが地域をよく知っていると思います。そこで子どもたちの相談相手となるような地域の大人、例えば放課後子ども教室であるとか、それから地域によっては子ども食堂も最近増えておりますし、それからボランティアの学習支援の子ども居場所となり得るようなところがあります。そこには元学校の先生方も多くボランティアされておまして、安心なところだと思います。そういったところと学校が連

携をしていて、情報を密にしていくということも、学校の先生方がいじめを発見したり、子どもたちの悩みを把握する上でとても有効な手段となり得ると思いますので、そういった他機関との連携というところも、もっと強化していく必要があるのではないかというふうに思っております。

そういう放課後の子どもの居場所となり得るような、例えば民間でやっている子ども食堂とか子ども学習支援センター、学習支援教室みたいなところが、ある意味ワンストップセンターみたいな機能をもって、そこが学校や、それからさまざまな市役所の生活保護を受けられるようなところに、その御家庭をつなげるとか、そういった策が、これからもっと教育委員会だけでなく、大きなもっと枠組みの中で必要になってくるのではないかというふうに思います。

安間教育長 他にございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは私のほうから、まず全般的なこと。昨年も暴力行為が単独じゃないんだ、この事例はそもそも、いじめが原因じゃないか、などと指摘させていただいて、この複合の視点を考えていただいたのは非常に良いことだというふうに思います。やっぱり事例は種別で見るんじゃなくて子どもで見ていかなきゃいけない。この原点に戻ったのは良いと思います。

そういう意味でいうと、3番目の不登校の状況のところも、何らかのトラブルが原因で、この不登校の状態に陥ったという事例があるはずで、そこは暴力行為と同じように分析すべきじゃないかなという気がします。だから同時に、いじめの状況の中で、その結果としてどうなってしまったというような形を、さらに見ていくと良いんじゃないかなというふうに思います。

2枚目のほうの下の欄の集計結果については、私のほうで事前に指摘しておけばよかった。この1、2、3、4、5、6、7、8って通し番号を打っちゃうと分かりにくい。まず5、6、7が一番上にあって、その下に複合と単独があって、そして解消と継続は、それぞれごとにあるべきなんじゃないかな。改善しましょう。

ただ、この2枚目の左側の上、集計用紙は物すごく重要なことだろうと思います、今後とも。子ども同士のトラブルだとか子どもの問題行動なんていうのは日常茶飯事で起こっているわけで、極端な話をすれば毎日1件、1学期に必ず何らかは起こ

るわけです。一番大変なのは、それをどう記録に残しておいて指導につなげるかということで、そこに重点を置き過ぎてしまうと記録書くのが大変で、子どもを追っかけまわしている時間がなくなっちゃうという、そういう矛盾する状況が起こる。そういう意味で非常に簡略化された書き方なんで、これで良いと思います。

だからこそ、これ以上のことを求めないこと、学校に対して。と同時に、これをもって親御さんにもちゃんと説明できるような状況にしておくこと。そういうことが必要なんだろうなというふうに思います。結果的に、子どものこういう行動というのは学校が一番よく見ているでしょうということで、学校の先生に、例えば余裕の時間を与えてあげて、もっと見てもらいましょうという議論も一方ではあるのかもしれないけど、私はたとえどんな余裕があったって、学校の先生だけで見られるものには限界があると思うんです。それが、今、議論になったSNSの問題とかなんだろうなと思う。夜9時以降にSNSをやらないようにと言って、誰がチェックするんだって、そういう話ですよ。担任が全家庭回りますか、夜9時に。絶対不可能なわけで、もうここは、ある程度学校ができる範囲というのを固めた後で、今後ですよ、私の提案なんだけど、保護者に関わってもらわない限り、先ほど村松委員の話があったけど、SNSの問題って各家庭の保護者の意識じゃないですか。これは関わってもらわないとだめなんじゃないのかな。

例えば、児童生徒が相談できる大人に関する調査、うちの子にはいないんだということは、この子の保護者はわかってるんですかね、相談できる大人がいない児童が635人いますよね。ということは保護者が635人いるわけですよ、この635人はうちの子にはいないんだということを知っているんですかね、学校は伝えているんですか。

福島指導課指導主事　今回につきましては、学校にお願いしたのは、その後の面談、個別面談とともに、保護者にも連絡をしていただいております。

安間教育長　そのことなんだよね。

だから学校として面談をして、いっぱいいろんな大人を紹介するというのも、それは手だてとして必要なことなんだろうけれども、保護者に対していないですよということを書いて、どうするんですかって。そこの一歩がないとだめなんだろうなと。

だから先ほどの村松委員からの御提案のあったSNSについて市としてルールを発信するという話も、市としてやっていくためには、その前段階、つまり9時以降にSNS使っている状況があなたの子どもにありますよ、どう考えるんですかということがあって関わってもらわない限りは、私は先には進まないんだろうなというふうに思う。強制されていると感じてしまうでしょうから。今の話のように、相談できる大人がないという調査があったとするならば、いないという状況があるのならば、それをちゃんと保護者に伝えて、どうするんですかということを相談する。もしくは左側の上にあるような状況把握、これ学校しますよね、これも保護者に対して見せて、こういう状況で、こういうことがありました、だから今後こうしますよ、家庭でも見ていてくださいというような。要するに簡単な言葉で言っちゃえば、学校がただひたすら走る、努力するという段階よりも、ちゃんと個々の家庭の保護者と、うちの子の様子はどうなんですかということの連携をすると。それが前提なんじゃないのかなというような考え方を持っています。

いじめ防止条例を作った時に、保護者から訴えるためのシートを全家庭に配布しましたよね、当然覚えていますよね、指導課のほうで。去年、その回収は何件ぐらいあったんですか。

上野統括指導主事 現時点では手元にデータがございませんので、すぐ確認して調べておきたいと思います。申しわけございません。

安間教育長 物すごく大事なことです。仮に0件だったとするならば、それは保護者が自分の子どものことを何も発見していないということになる。あのシートはかなり大ざっぱな部分もあったから、私、自分の子どもを見てれば1カ月に1回ぐらいは、あれぐらいのことは起こりそうな気がする。それをちゃんと伝えてくださいねという趣旨だったんでしょう、あのシートは、ああいうのが一番大事なんです。いかに保護者が見ていてもらえるか、子どもに構ってくれているか。そういうツールもちゃんとあるんで、やりっ放しにして、自分たちでできることだけで組んでいかなくて、やっぱりちゃんと家庭の保護者なんですから子どもを保護する方でしょう、巻き込んでやっていかないと、この先、いけないというふうに思います。

そこら辺の取組ができてから、村松委員の御提案は実現していきましょう。現状のままただ市教委がルールを発信したとしても、それは、発信したというだけの

取組になってしまいます。保護者がそれぐらい、ちゃんと変わったことがあるんだったら学校に伝えてくださいね、そういう約束事ができた上で、SNSのルールだとか、そういう話になっていくんだらうなというふうに思います。

ぜひ、あの時の、あのシートについては物すごく重要なアイテムですから、学校ができる範囲の調査はこれで結構。だけど今後は、変わったことがあるんだったらお知らせしてくださいねと。急に子どもが不登校になってから、学校で何があったんですか、こう言ってくるんじゃないかと、もっとその前段階で、こんなことがあったんだけど、学校で何かありましたという話をちゃんと学校に対して伝えられるように。そうすると学校だって意識して見るわけだから、未然防止になる。

保護者の協力というものを、もっと大きく打ち出していかなければならない時期だというふうに思いますので、ぜひ、そこら辺の取り組みを進めてください。来年と言わずに、ことしの夏ぐらいまでには、村松委員からの御提案については、ちょっと1回具体的に検討して、そういう土台を作った上で何らかの形で打ち出すとか、そんな方向で協議をしていきたいとしますので、指導課のほう、ぜひ地ならしのほう、よろしく願います。

よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは続きまして、教職員課から2件続けて報告をお願いします。

溝部教職員課長　それでは、平成30年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について及び平成30年度東京都教職員職員表彰の被表彰者の決定につきまして、担当の高野主査から報告いたします。

高野教職員課主査　それでは、平成30年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について御報告させていただきます。平成31年1月7日付で、平成30年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者が発表されました。お手元の資料を御覧ください。

被表彰者に決定した者は(1)第三小学校主幹教諭、吉藤久子。功績の内容は、生活指導の充実でございます。続きまして(2)横山第二小学校主幹教諭、米村公彦。功績の内容は学校運営における組織的対応の構築でございます。続きまして

(3) 打越中学校主幹教諭、関口剛史。功績の内容は部活動指導(サッカー)、指導者の育成でございます。

式彰式につきましては、平成31年1月15日、昨日、東京大学安田講堂で開催されました。報告は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか、よろしゅうございますか。

それでは教育委員一同、心よりおめでとうと祝意を述べさせていただきたいと思っております。

安間教育長 引き続き、教職員課から報告願います。

高野教職員課主査 それでは、平成30年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について御報告させていただきます。平成30年12月13日付で東京都教育委員会職員表彰の被表彰者が発表されました。お手元の資料を御覧ください。

被表彰に決定した者は、管理職といたしまして、加住中学校校長、清水和彦。功績の内容は小中一貫校の学校運営でございます。

続きまして、(2)管理職を除く45歳以上の教員として、第四小学校主任教諭、湊りか。功績の内容は、校内研究の充実でございます。上柚木小学校主幹教諭、槇田紀子。功績の内容は、音楽科教育の推進でございます。打越中学校主幹教諭、野崎貢。功績の内容は、学校運営・校内研修の推進でございます。

続いて、管理職を除く45歳未満の教員としまして、大和田小学校主任教諭、村野佳顕。功績の内容は、教科研究(授業力、指導力の向上)の推進でございます。鐘水小学校主幹教諭、吉田裕介。功績の内容は、小中一貫教育の推進でございます。第五中学校主幹教諭、中山恵施。功績の内容は、学校運営・社会科教育の推進でございます。

続いて、在職6年未満の教員として、上柚木中学校教諭、大西貴也。功績の内容は、研究活動及び数学科教育の推進でございます。

表彰式につきましては平成31年2月8日(金)午後4時から、東京都庁第一本庁舎5階大会議室で開催されます。報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか、よ

るしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、こちら心より祝意を述べさせていただきたいというふうに  
思います。

安間教育長　それでは、続いて生涯学習政策課から報告願います。

岡本生涯学習政策課長　それでは、平成30年度青少年海外交流事業の実施計画につ  
いて報告をいたします。詳細につきましては、高雄市に事務局職員として同行する  
とともに、中国語の通訳としても活躍をいたしました生涯学習政策課主事、内村か  
ら説明いたします。

内村生涯学習政策課主事　それでは、平成30年度青少年海外交流事業の実施結果に  
ついて報告いたします。資料を御覧ください。

2、報告内容についてですが、平成30年12月26日から29日までの4日間、  
海外友好交流都市である高雄市に中学生男女16名を含む、計23名で訪問しまし  
た。

(4)主な交流内容についてですが、12月1日に結団式を行い、中国語の学習  
などの事前研修を行いました。26日に出発し、27日と28日の2日間で高雄市  
武徳殿において、高雄市立大湾中学校と剣道による親善試合を行いました。なお、  
大湾中学校は、全国大会で団体2位を獲得した強豪校とのことでした。まず、1日  
目の27日は男子団体戦、女子団体戦を行い、男子は7勝1分けて、女子は6勝2  
分けてでした。翌28日はオーダーを変えて前日に引き続き団体戦を行いました。試  
合結果は男子は5勝1敗2分けて、女子は8勝、全勝の快挙をなし遂げました。両  
日の試合結果により、八王子チームは男女とも見事に団体戦優勝を果たしました。

2日間にわたる親善試合のほか、八王子市と高雄市の生徒による合同稽古も両日  
行いました。言葉が通じない中、剣を交えることで気持ちがつながり、さらに親交  
が深まりました。

なお、28日の試合終了後には、大湾中学校を訪問し、熱烈な歓迎を受けました。  
その後、すぐに親善試合の対戦相手の生徒と学校給食を取りながら交流を行い、習  
いたての中国語や身ぶり手ぶりを使いながら積極的にコミュニケーションを図りま



した。給食に引き続き5時間目には家庭科の授業に参加し、一緒にお菓子を作りました。また6時間目の日台文化交流事業では、日本の派遣団員が剣道形を披露したほか、お互いの伝統遊びを紹介し合いました。交流の様子は、裏面の写真を御覧ください。

最後に、(5)パネル展についてですが、平成31年1月22日から1月31日まで八王子駅南口総合事務所多目的スペースにて行いますので、ぜひお立ち寄りください。説明は以上です。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか。

団長から何か補足することはございますか。

斉藤指導担当部長 今回、団長ということで参加をさせていただきました。剣道の交流というふうなことで、もちろん試合自体も非常に充実したものになったんですが、武道の心というんですかね、礼に始まり礼に終わるといって、そのあたりの日本の剣士としての立ち振る舞いというのが、非常に台湾の生徒たちにも大きな影響を与えて、正直憧れの気持ちで生徒を見るというようなこともあったと思います。ホテルから道着を着ていくんですが、ホテルの中でも人が集まってきて、道着を見せてくれと、記念撮影したいとか、非常に注目が高かったかなというふうに感じております。

私が個人としても団長というふうなことで、向こうの高雄市の教育局の局長や副局長の皆様、幹部職員の皆様との交流とか、あとは交流した中学校の校長先生とか、かなり時間をとってお話することがありました。台湾の高雄市では、例えば少子化に伴った学校再編ですとか、または、それに伴って小学校の給食室いらんじやないかということで、給食センターから配食するようなことを考えていたりとか、体育館の空調化とか、ここは八王子かと思うような同じような教育課題があって、そういう意味では交流して私も大変勉強になりました。

また、この中学校の校長先生の学校経営のビジョンが大変すばらしく、勉強になったということもありましたので、今度の2月14日の小・中校長連絡会があるのですが、校長先生方にもそのあたりを紹介して、ぜひグローバルな視点を校長先生方に持っていただければなというふうに考えております。

安間教育長     ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは来年度以降の検討と、所管部と連携して、この派遣をする。笠原委員からの事前にグローバルゲートウェイというアイデアもありましたから、そういうこともひっくるめて、よりよい事業に変えていただけると期待しております。

以上、報告として承らせていただきます。

安間教育長     続いて、スポーツ振興課から報告願います。

清水スポーツ振興課長     それでは、第4回T O K Y O八峰マウンテントレイルへの実施結果について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、伊藤主査より説明をいたします。

伊藤スポーツ振興課主査     それでは、第4回T O K Y O八峰マウンテントレイルについて御報告いたします。第4回T O K Y O八峰マウンテントレイルは、平成30年12月24日、晴天のもと開催されました。

大会概要でございますが、昨年同様夕やけ小やけふれあいの里をスタートし、和田峠、小仏城山峠、三沢峠を通り、高尾山口の落合公園にゴールする、地図計測ではありますが、全長34kmで行いました。

参加者の状況でございますが、資料の裏面4、実施結果(3)を御覧ください。申し込み者は定員900名のところ、これまでを上回り過去最多の930名の申し込みがありました。そして当日の参加者は、これまた過去最高の760名でございました。当日参加者のうち、実に9割を超える691人が完走し、トップ選手のゴールタイムは3時間13分でございました。ちなみに女子選手のトップは4時間10分でのゴールとなっております。また、最終ランナーのゴールは、男子が8時間08分と初めて規定の8時間以内にゴールできない選手が発生いたしました。一方女子は、昨年より早い7時間31分でのゴールでございました。

次に、大会中の負傷者についてですが、資料の4の(5)のとおり、数名の負傷者は発生しましたが、当日ゴール地点に控えていた医師の判断により、迅速に対応いたしました。

なお、今大会も、八王子市と東京医科大学の間に締結されました包括連携協定に基づき、東京医科大学八王子医療センターより医師、看護師、救命救急士の方を関

門及びゴール地点、メディカルランナーとして10名派遣いただいております。このことは参加者にとっても心強かったと思われ、実際現場では医師に治療が必要か、またはこのまま競技を継続してよいかなど、アドバイスを受けている光景が見受けられました。

最後になりましたが、資料の4の(6)を御覧ください。本大会のコンセプトの1つであります「自然公園利用ルール」に基づく大会運営といたしまして、自然環境と利用者の2点についてモニタリングを実施しております。モニタリングの結果につきましては、現在モニタリングをお願いしました機関で取りまとめ中であり、2月上旬には東京都へ報告する予定であります。

そして、参加者の反応でございますが、ゴール地点でアンケート調査を行ったところ、6割以上の参加者が自然公園利用ルールを知っていると回答しました。回数を重ねるにつれ、自然公園利用ルールを知っている参加者の割合が増えておりますので、徐々に東京と自然公園利用ルールが認知されてきているものと思われま

しかし、本大会のコースが含まれます高尾陣馬地区につきましては、昨年8月に東京都が「高雄陣馬地区自然公園利用ルール」を制定しました。このことについては2割程度しか知っている方がおりませんでしたので、今後の課題と認識したところでございます。

さらに、昨年の大会後から目立ち始めましたが、参加者が同じ参加者の中にマナーの悪い方がいることを指摘するようになりました。スタッフが見ていないところで、マナーの悪い参加者がいるものと思われま

安間教育長 只今、報告は終わりました。本件について御質疑はございますか、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、こども科学館から報告願います。

遠藤こども科学館長 それでは、こども科学館開館30周年記念特別展「アポロ展」

及び特別展に合わせて開催いたします関連講演会等について御報告いたします。

詳細につきましては、こども科学館主査の森から説明をさせていただきます。

森こども科学館主査　それでは、こども科学館特別展「アポロ展」について御説明いたします。

こども科学館は、今年1月28日に、開館30年となることから、この特別展を企画いたしました。特別展の開期は2月23日から3月31日までです。入館料は、通常の入館料、大人200円、子ども100円で御覧いただけます。なお、毎週土曜日は中学生までが無料です。展示物は、2種類の月の石、月の砂、アポロ乗組員の船内作業服実物、月面活動の宇宙服の模型などがあり、月に関する研究成果のパネルなども展示します。この特別展は、宇宙航空研究開発機構JAXAの関連団体である財団法人に委託して実施するもので、月の石はアメリカ航空宇宙局NASAからお借りしたものです。当館での開催は、関東では初めてになります。関連の講演会を2回、開館30周年の時期と特別展のスタートに合わせた時期で開催いたします。

裏面を御覧ください。今年は1969年7月にアポロ11号が月に着陸して50年となります。プラネタリウム番組も宇宙開発をテーマとした「スペースエイジ～宇宙を目指すものたち」を投影いたします。周知につきましては、市広報やホームページのほか、市内の小・中学校の全児童生徒に、学校を通じてチラシを配付いたしました。また、今年度の宇宙の学校の参加者と中学校科学コンクールの入賞者には無料入館観覧券を配付いたします。説明は以上です。

安間教育長　只今、報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続いて、図書館部から報告をお願いします。

太田中央図書館長　それでは、平成28年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置について報告します。内容につきましては、担当の中央図書館小川主査から御説明します。

小川中央図書館主査　それでは、平成28年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置について御説明させていただきます。前に、平成30年10月24日の第12回定例会について、同じ件名について御説明させていただいていますが、このたび市長部局より、昨年12月末に、この件の意見事項についても確認が終了した旨の連絡があったので、改めて御報告させていただきます。

それではお手元の資料を御覧ください。報告の趣旨ですが、資料にありますとおり、平成28年度包括外部監査の意見事項の対する措置として、「八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱」を改正したので、御報告するものです。以下、要綱とさせていただきます。

続きまして、報告内容ですが、監査の種類と指摘項目は(1)、(2)のとおりです。監査において受けた指摘内容については、(3)の指摘内容に記載しておりますが、簡単に述べますと、氏名、住所、生年月日など、図書館の利用登録の際に必要な事項が明記されていなかったこと。「ア　市内居住者と相互利用の協定を結んだ市の居住者」に対する確認事項がほかの対象者にも必要な確認事項として捉えられるという御意見でした。そこで(4)に掲載しておりますとおり、確認すべき事項が対象者ごとに明確になるよう、それぞれ必要な事項を明記し、文言を整理いたしました。詳しい改正内容は、資料についてあります別紙を御覧いただければと思います。

なお、措置実施と内容については(5)、(6)のとおりなのですが、最後(7)その他にありますように、本改正に合わせて確認書類については、これまで制度改革による変更があったものについても、例えば個人番号カードの追加、外国人登録証明書を在留カードと特別永住証明書に置きかえるなど、改正いたしました。御報告は以上です。

安間教育長　只今、図書館部からの報告は終わりました。本件について御質疑はございませんか、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは報告として承らせていただきます。

安間教育長　他に何か報告する事項等はございますか。

設楽学校教育部長 生涯学習政策課から報告がございます。

安間教育長 それでは、生涯学習政策課から報告をお願いします。

岡本生涯学習政策課長 それでは、本日机上に資料を配付させていただきました、平成31年成人式の実施結果についてですが、今年度は1月14日の成人の日にオリンパスホール八王子で実施いたしました。詳細につきましては、生涯学習政策課主査渡邊から説明いたします。

渡邊生涯学習政策課主査 それでは、お手元の資料を御覧ください。平成31年成人式実施結果について報告をさせていただきます。

まず2の報告内容、これを4つに分けて説明いたします。(1)を御覧ください。日時、会場、内容について説明をいたします。まずはアとイを御覧ください。平成31年1月14日、月曜日、成人の日、オリンパスホール八王子で実施をいたしました。前年と同じく2回に分けての開催とし、第1回は10時から11時まで、第2回は12時半から13時30分とし、入場は開始40分前から行いました。続いてウ、内容について説明いたします。第1部を式典の部、第2部をアトラクションの部、合わせて約1時間で予定どおり進行いたしました。なお、進行内容は記載のとおりでございます。

続いて(2)参加者数です。平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの7,701名、男性4,038名、女性3,663名の対象者のうち、男性1,795人、女性1,748人、合計3,543人の方が参加人数となりました。

続いて裏面を御覧ください。実施体制についてです。アを御覧ください。成人式の企画、運営、進行は実行委員会形式で行いました。公募した成人式実行委員7名が、平成30年6月から直前の1月まで、計8回実行委員会を開催して準備し、アトラクションの企画を行い、当日の司会、進行、舞台と運営を全て行いました。またイにつきましては、当日の運営に御協力いただいた団体でございます。

最後に(4)成人式パネル展についてです。出席できなかった新成人や保護者の方にも御覧いただけるよう、成人式の模様をパネルにしたパネル展を平成31年1月22日(火)から1月31日(木)まで、八王子駅南口総合事務所多目的スペースにて開催いたします。説明は以上でございます。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの報告は終わりました。本件について御質疑

はございませんか。

笠原委員 私、私用で伺えなくて残念だったんですけども、今年は大きな滞りがなくて、とても皆様によかったと思います。ありがとうございます。

最近の成人式事情、私もあまり知らなかったんですが、大学ごとに成人式をやっているということをちょっと耳にしまして、とある大学生は両方出ると。日曜日に自分の大学のほうに行って、本番の日は地元のに出るといような子もいましたし、地元とつながりがなくなっちゃっているような方もいらっちゃって、そういう子たちは逆に大学のだけ出るなんていう話も聞いているんです。

実際に八王子、大学とても多くございますし、近隣の大学さんがそういうようなことをやっているのか、いないのかとか、日程のバッティングとかあるのか、ないのかとか、そういう情報は何かお持ちでしょうか。

岡本生涯学習政策課長 笠原委員の今おっしゃった内容なんですけど、今、初めて知った状況なので、これからちょっと市長部局の学園都市文化課などと連携しながら進めていきたいと思えます。

安間教育長 他にございましょうか。

村松委員 お疲れさまでした。

大変たくさんの成人の方が参加してくださいました。それと、あと市立小学校の市内の皆様方も応援メッセージ、また各団体の方も御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

そこで、いつも気になるのが、どうしても1回目も2回目も、去年もそうだったんですけど、2階席のほうやっぱりちょっとざわつくんじゃないかなというのがああるんです。やっぱり2階からだと、どうしても上から声が降ってくるので、どうしても下のほうは声聞こえづらいとか、いろいろ騒がしいなという思いがあるんです。あえて2階のほうも振り返らないんですけど、何か2階のほうって警備上ですか、何か注意したりとかって、そういうことってしているんですかね。

渡邊生涯学習政策課主査 2階の席につきましては、2階のホール、右と左、左右は一応前面までには新成人の方が行かないような一応配慮はしております。そこまで一番前方まで行かれてしまって、何か声を発生したりとか、式典の運営に支障のないような形で配慮はしております。

あと警備上も、ホールの職員4名は配置してまして、常にこちらのほうで状況を伺ってまして、何か発生するような、声を大きく立てるようなことがありましたら、こちらのほうでお声掛けはさせてもらっている状況で注意しておりました。

岡本生涯学習政策課長 昨年度の状況もありまして、昨年度は3階席のほうでかなりやじだったり大きな声を出す方がいたということだったので、今年は会場に入っている職員は2階も3階も4人にしたんですけども、ホール側に少し待機して、上と下を行けるような職員を動員した状況で、今回の警備はなっております。

村松委員 ありがとうございます。去年のことがありましたので、ちょっと心配はしていたんですが、今年は実行委員会の皆様が流れるような、いろいろ催しものですとかしていただいて、結構パネルのほうも食いついてくださって、最後は盛り上がっていましたので、本当に良い成人式になったと思います。来年も、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

安間教育長 他にございましょうか。

何もなかったことがニュースになるのは、今年で終わりかなと思いますけども。

ただ去年は、ああいう事態がありましたから、クローズアップされましたが、毎年、毎年八王子の成人式はボランティアの方が詰めていただいて、着つけを直したりとか、そういうような形をずっとしていただいています。そういう意味でも市民力というのは、マスコミに取り上げられないに関わらず、しっかりもってるんだということ、また今年も改めて確認させていただきました。運営のほうお疲れさまでございました。以上、報告として承らせていただきます。

これで公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席願います。

【午前11時16分休憩】